

発信者情報開示に関する 諸外国の法制度について

MRI 三菱総合研究所

2026年7月23日

モビリティ・通信政策本部

デジタルコンテンツ・データ戦略グループ

目次

発信者情報開示に関する諸外国の法制度	2
諸外国における発信者情報開示に関する法令等	3
1. 米国	4
2. 英国	9
3. EU	12
4. フランス	13
5. ドイツ	14

発信者情報開示に関する諸外国の法制度

- 発信者情報開示について、諸外国の法制度の概要を整理した。また、米国および英国については、現地の実務家(弁護士)へのヒアリングに基づいて実務及び運用の実態についても整理した。
- 各国・地域で制度設計は異なるが、基本的には裁判所が関与する形になっている。また、一般的な手続とは別途、特定の権利侵害類型への対応に特化した手続が定められている場合もある。
- 実務家へのヒアリングでは、発信者情報開示の実務の他、発信者特定の実効性、手続の迅速性・負担、プライバシー保護に関する他の法規等との関係等の課題が示された。

諸外国における制度の制定状況

- 米、英、仏、独では権利侵害一般に関する発信者情報開示制度として、損害賠償請求訴訟の手続の中で(米)又は訴訟提起前の手続として(英、仏、独)、被告とすべき者を特定するための手続がそれぞれ存在する。
- それらとは別途、知的財産権侵害事案について特別の開示制度を設ける国がある(米、仏、独)。
- いずれについても、裁判所の関与を前提とする手続となっている。

実務における注目点(米・英)

- 米国および英国の弁護士(オンラインでの権利侵害や発信者情報開示に詳しい弁護士:米英各4人)へのヒアリングの結果、実務上は一度の手続で発信者特定に至るケースは限定的であり、複数の事業者に対する段階的な請求や追加的手続が必要となることが多いとのことだった。
- また、発信者の特定に時間を要することによるログ保存期間の経過、VPN等の匿名化技術、国外事業者への執行困難性といった共通の課題が指摘された。
- 米国では費用や期間、手続の簡易性なども考慮した開示手法の使い分け(ディスカバリとDMCAサピーナ)、英国では申立前の事業者との調整を通じて迅速な書面審理につなげる効率的な運用、がそれぞれ特徴であるとされた。
- 一方、いずれにおいても、技術的要因や外国事業者への対応等により発信者特定の実効性が左右されることも指摘された。

諸外国における発信者情報開示に関する法令等

- 諸外国における発信者情報開示に関する法令等とその概要を以下に示す。
- 各国・地域で制度設計は異なるが、基本的には裁判所が関与する形になっている。また、一般的な手続とは別途、特定の権利侵害類型への対応に特化した手続が定められている場合もある。

国・地域	法令等	開示の決定者	制度の概要
米国	・連邦民事訴訟規則 ・デジタルミレニアム著作権法(DMCA)	裁判所	● 匿名訴訟(John Doe訴訟)において、証拠開示手続(ディスカバリ)に基づき、裁判所の発する令状(subpoena)によりISP等の第三者に対して発信者情報の開示を求めることができる。 ● DMCAに基づく手続では、著作権者が裁判所書記官に対して申請を行い、要件を満たす場合、令状の発行を受けて情報開示を求めることができる。
英国	・判例法(Norwich Pharmacal Order)	裁判所	● 権利侵害を受けた者は、訴訟提起等のために必要な情報を取得する目的で、第三者に対する情報開示命令(Norwich Pharmacal Order)を裁判所から取得することができる。
EU	・知的財産権の執行に関する指令(IPRED)	司法当局(裁判所)	● EUにおいては、権利を侵害された者がプラットフォームに対して発信者情報の開示を請求する統一的制度は存在しない。 ● 知的財産権侵害については、IPREDに基づき、加盟国の民事訴訟手続の中で、司法当局(加盟国の制度に委ねられるが、裁判所が一般的と考えられる)が第三者(ISP等)に対する情報開示を命じる制度が整備されている。
フランス	・民事訴訟法典 ・知的財産法典	裁判所	● 民事訴訟において、緊急審議手続(référé)を通じて、発信者情報の開示を求めることができる。 ● 知的財産権侵害については、侵害の防止・差止のための措置の一環として、情報開示が認められる。
ドイツ	・著作権及び著作隣接権に関する法律 ・電気通信・テレメディアデータ保護法	裁判所	● 著作権法に基づき、権利者は第三者に対する情報開示請求権を有する。 ● EU・DSAに定める違法コンテンツによる侵害を受けた者は、電気通信・テレメディアデータ保護法(TTDSG)上の開示請求権を持つ。当該請求権の行使には裁判所の仮処分が必要とされる。

1. 米国：制度の概要

- 米国の民事訴訟制度では、匿名の人物(John Doe)を被告として損害賠償請求訴訟を提起し、その訴訟手続の中でプロバイダに情報開示を求める「ディスカバリ」の手続が運用されている。不法行為全般が対象となり、広範な理由を認める制度となっている。
- また、著作権侵害に限っては、デジタルミレニアム著作権法で実際に訴訟を起こす前に裁判所事務官に申請して令状を発行してもらう略式の手続がある。判例によりISP等のプロバイダには適用されず、対象はSNS等も含めコンテンツをホストするプロバイダに限定される。

項目		米国連邦民事訴訟手続(ディスカバリ)	DMCA(デジタルミレニアム著作権法)
手続の性質		不法行為に対する損害賠償請求において匿名訴訟が認められており、その際に被告を特定する手続	著作権侵害に対する救済措置の一部(合衆国法典で認められる、訴訟外で匿名の権利侵害者を特定する手続)
請求者		匿名訴訟を提起している原告(権利侵害を受けた本人のみが訴訟を提起可能)	著作権侵害の被害者で、当該コンテンツの削除請求を事前または同時に行っている者
開示を求める相手方		制限なし(関連情報を有すると思われる第三者全般)	権利侵害投稿の掲載に関連するプロバイダ(コンテンツ・プロバイダのみ)
開示請求の方法		裁判官が請求を認容し、裁判所書記官または担当弁護士が発行した文書提出命令(subpoena)を請求者が相手方に送達 ※訴訟が係属している裁判所が発行元になる(履行地裁判所による管轄)	裁判所書記官が請求を認容し、同書記官または担当弁護士が発行した文書提出命令(subpoena)を請求者が相手方に送達
開示対象となる情報		限定なし(匿名被告の特定に資する情報全般) ※ 氏名・住所、IPアドレス、メールアドレス、電話番号のいずれも対象となる	限定なし(匿名被告の特定に資する情報全般) ※ 氏名・住所、メールアドレス、電話番号のいずれも対象となる(IPアドレスも請求は可能)
開示要件		裁判官の裁量による(開示を求める情報と請求内容との関連性が考量される)	開示請求の事前または同時に削除請求を行っていること
開示に要する期間(1回あたり)		3～6ヶ月程度(米国内のプロバイダの場合) ^{*1}	1～3か月程度(米国内のプロバイダの場合)
開示を求める相手方の関与	異議申立の可否	○	△(実務上あり)
	発信者への意見照会	×	×
その他		・ 対象者の保護を目的として、開示を求める当事者は、第三者に対して不当な負担や費用を課さないよう合理的な措置を講じることが義務付けられている。	

*1 相手方が争った場合にはこれよりも時間がかかる。

1. 米国：実務に関するヒアリング結果(ディスカバリ)

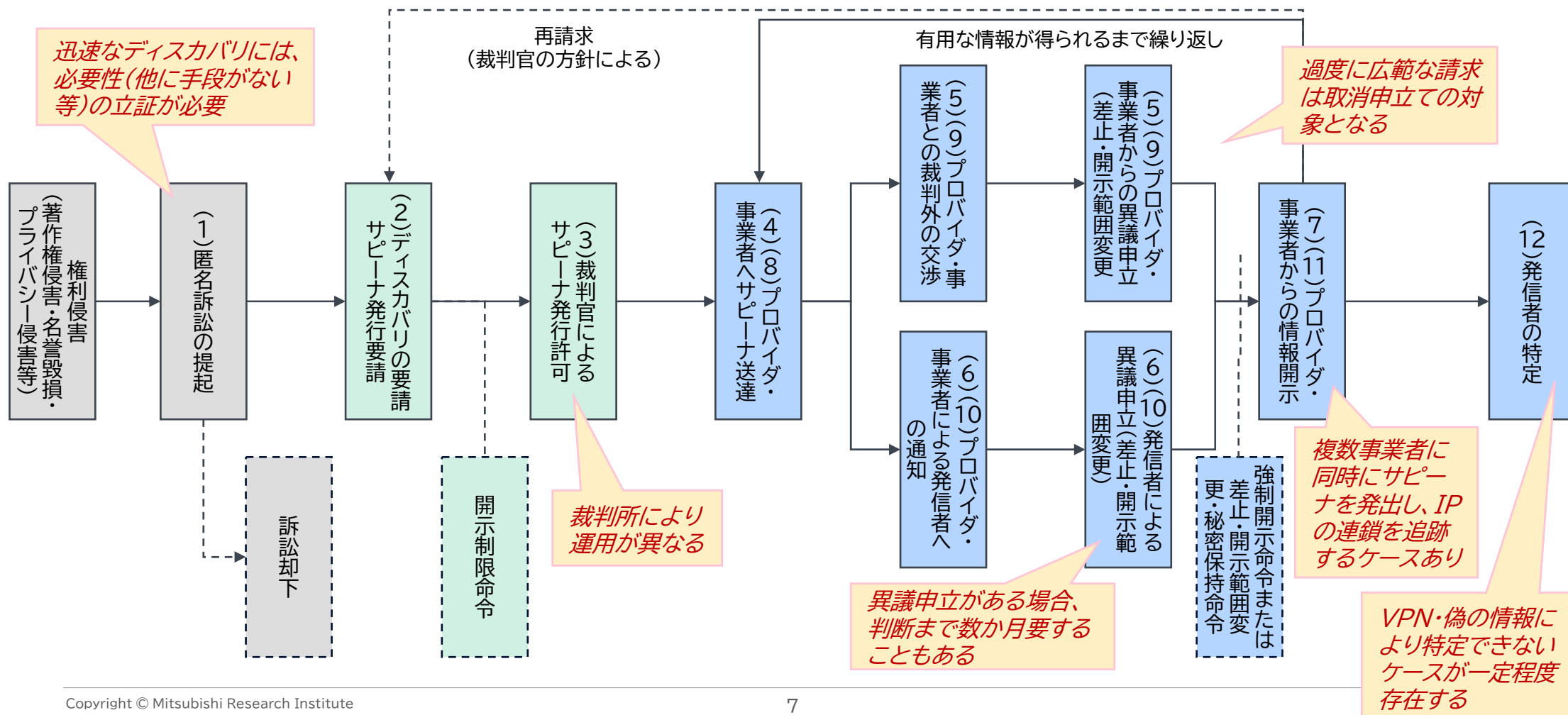
項目	ヒアリング結果
1. 申立権者	● 権利侵害を受けた本人のみが申立て可能であり、弁護士以外の第三者が代理的に申立てを行うことはできない。 ● 原告本人(または法人)が主体であり、代理的に第三者が申立てを行うことはできない。
2. 開示請求の対象となる情報の範囲	● 侵害者を特定するために「関連性」のある情報であるかという観点から、裁判官の裁量で決定される。請求・抗弁に「関連」する限り、情報の種類に包括的な制限はない。 ● 請求人が非常に広範な請求を行った場合には、サービスプロバイダは、請求が過度に広範であることを主張し、サピーナ取消申立て(motion to quash the subpoena)を行う可能性がある。
4. 開示にかかる期間	● 全体的に、平均3～6か月程度かかる。 ● ただし、申立手続が二段階発生した場合や、当事者が開示範囲を限定しようと交渉してきたり、そのために開示制限命令が必要になる場合は少し長くなる。開示対象となる当事者が争うことを決めた場合には数年に及ぶ可能性もある。 【サピーナ送達からプロバイダ・事業者による情報開示まで】 ● 1～3か月程度かかる。迅速な場合には14～20日であるが、相手方が異議申立てやサピーナ取消申立てを行った場合、裁判官が判断するまで3～6か月など、長い時間がかかることもある。 【情報開示後から発信者の特定まで】 ● 発信者の特定には複数のサピーナを要する場合も多く、その場合には全体として一定の期間を要する。
5. 開示請求制度の利用状況	● 訴訟やディスカバリは費用が高額である一方、権利侵害者が誰であるかを特定できない場合や、特定できたとしても米国裁判所の管轄の及ばない場所にいるというリスクもあるため、ディスカバリの利用はやや減少しているという見方がある。 ● 他方、インターネット上のレビューやSNS投稿に起因する誹謗中傷事案において、弁護士や医師などの評価リスクの高い職業層からの利用が多いほか、企業間の競争に関する紛争や政治的対立、知的財産権侵害事案においても活用されるようになっている。
6. 不奏功の類型	● 情報を求める際にログ保存期間がすでに経過しているという状況は一般的に発生する。 ● 他の理由として、VPNや偽のID、偽名などの利用による匿名化のために「最終的に誰が背後にいるのかにたどり着くことができない」ことがある。
7. その他の課題	● 費用負担の問題は大きい。匿名性を維持するための法的争いも、当事者の資金力の有無によって左右される側面がある。

1. 米国：実務に関するヒアリング結果(DMCAサピーナ)

項目	ヒアリング結果
1. 申立権者	著作権者本人及び権限付与を受けた代理人が請求することができる。
2. 開示請求の対象となる情報の範囲	DMCAに基づく手続はあくまで著作権侵害コンテンツの削除を目的とするものであり、発信者情報の開示を直接的に求める制度ではないため、当該手続により投稿者の氏名や連絡先等の識別情報が提供されることは通常想定されていない。
4. 開示にかかる期間	- 一般に、20日以内(サピーナの送達～回答受領まで)。 - 比較的迅速に行われることが多いが、その具体的な期間は事業者の運用に依存する。 【サピーナ送達からプロバイダ・事業者による情報開示まで】 - 実務上は、サピーナに回答期間を14日から20日と記載している。プロバイダ・事業者は通常それに従うため、20日以内には何らかの回答を得ることができる。 - ただし、インターネットサービスプロバイダが発信者(権利侵害者)に通知し、発信者が異議申立てを行う場合があり、その場合は期間が延びる。
5. 開示請求制度の利用状況	著作権侵害事案については、DMCAサピーナはディスカバリに比べて費用も低く申請も容易であるため、大きく増加している印象である。
6. 不奏功の類型	- DMCAサピーナ手続では、単なる通信媒介者であるインターネット接続サービスにサピーナを送達することが認められていないため、情報を取得できる成功率はおおよそ50%から60%程度であると思う。 - 他の理由として、VPNや偽のID、偽名などの利用による匿名化で、「最終的に誰が背後にいるのかにたどり着くことができない」ことがある。
7. その他の課題	名誉毀損の責任追及に必要な情報を取得するために、DMCAサピーナを利用して開示を求める事例が見られる。

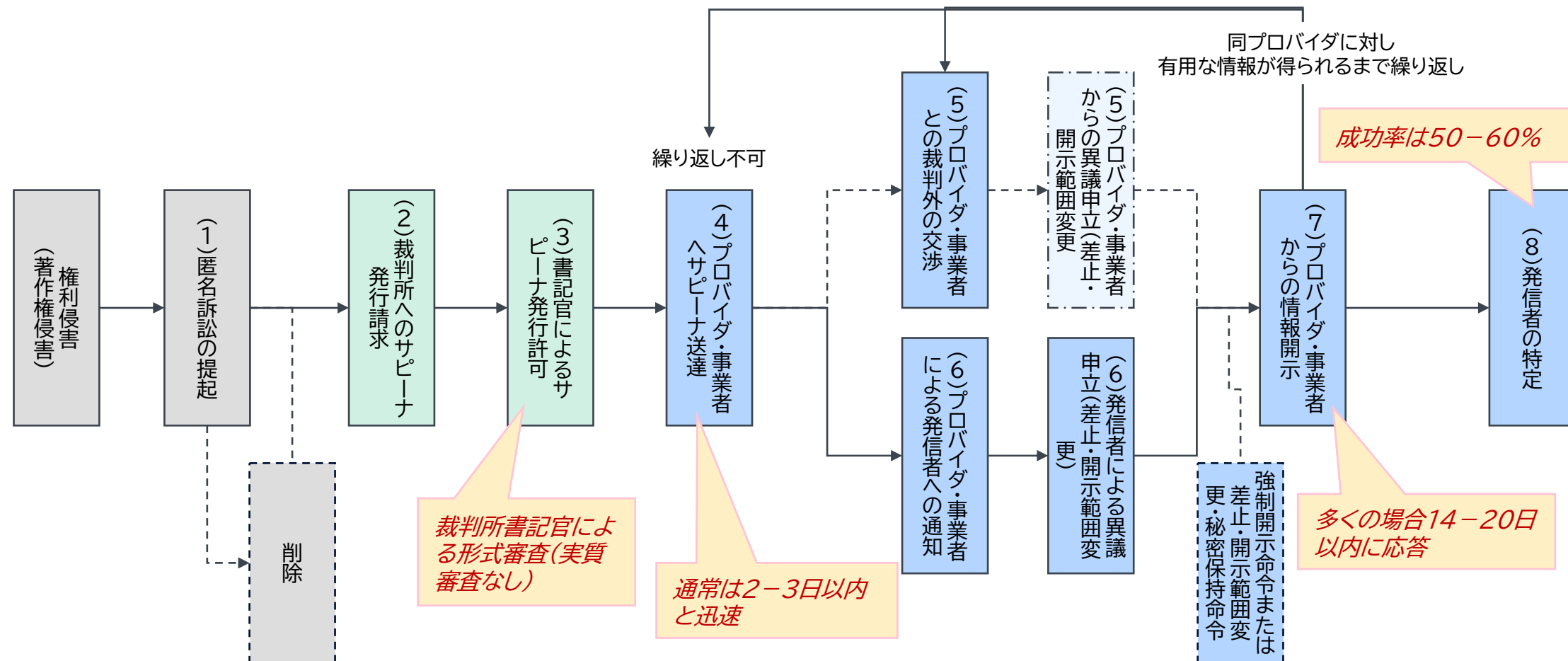
1. 米国：発信者情報開示フローにおける実務（ディスカバリ）

- 米国のディスカバリによる発信者特定は、匿名訴訟を前提に裁判所の関与のもとサピーナを用いて第三者から情報を取得する強力な手段だが、ヒアリングによれば、管轄裁判所による運用差や、迅速ディスカバリの要件、異議申立てによる長期化など、実務上は時間・コスト負担が大きい点が特徴とされる。また、匿名訴訟提起までは1か月未満、裁判所へのサピーナ請求からサピーナ送達は2か月程度、サピーナ送達から情報開示までが1～3か月程度とされる。
- VPNや不正確な情報への対応のため、複数事業者への連続的なサピーナ発出など実務上の工夫が必要となるケースも多いとのことである。



1. 米国：発信者情報開示フローにおける実務(DMCAサピーナ)

- DMCAに基づくサピーナは著作権侵害に限定されるものの、裁判所書記官による審査により迅速に発付される簡易な手続である。
- ヒアリングでは、低コストかつ短期間で情報取得が可能な点から利用が増加している一方、通信媒介者(ISP)には適用されないなど対象範囲に制約があることが指摘された。実務上は、迅速性と引き換えに、取得可能な情報や成功率に一定の限界がある手段として位置付けられている。



2. 英国: 制度の概要

- 英国における発信者情報開示は成文法上の統一的な制度ではなく、判例法に基づく“Norwich Pharmacal Order”により行われている。
- 権利侵害に関与した第三者(プロバイダ等)に対し、訴訟提起や加害者特定に必要な情報の開示を裁判所が命じる仕組みであり、権利侵害行為全般を対象として活用されている。(Norwich Pharmacalは当該手続が確立した判例(事件)の名前に由来する。)

項目	判例法上の仕組み(Norwich Pharmacal Order; NPO)	
手続の性質	権利侵害全般について、訴訟前に第三者に対して行う情報開示の手続	
請求者	権利侵害を受けて訴訟等の法的措置を予定する者で、そのためにNPOを必要とする事情がある者	
開示を求める相手方	制限なし(発信者に関する情報を有すると思われる第三者全般)	
開示請求の方法	裁判官が請求を認め、被害者が起草した案文を承認し、開示命令として送達する。	
開示対象となる情報	限定なし(発信者の特定に資する情報全般) ※ 氏名・住所、IPアドレス、メールアドレス、電話番号のいずれも対象となる	
開示要件	裁判官の裁量による(開示を求める情報が不法行為者を特定するために必要であるかどうか、第三者がその情報を提供することが比例的であるかどうか、が考量される)	
開示に要する期間(1回あたり)	3～6ヶ月(初回)、約1ヶ月(2回目以降 ^{*1})	
開示を求める相手方の関与	異議申立の可否	○
	発信者への意見照会	×
その他	・ 開示を求める側(被害者)が、プロバイダ側が情報特定に費やした実費や弁護士費用を全額負担する。(あくまでも一例だが、英国の弁護士事務所のWEBサイトによれば、申立てが争われない場合の手続費用は概ね5,000～1万ポンド程度(これに加えて裁判所費用等)とされている。^{*2})	

*1 同一の相手方に対し、追加で情報を求める場合。

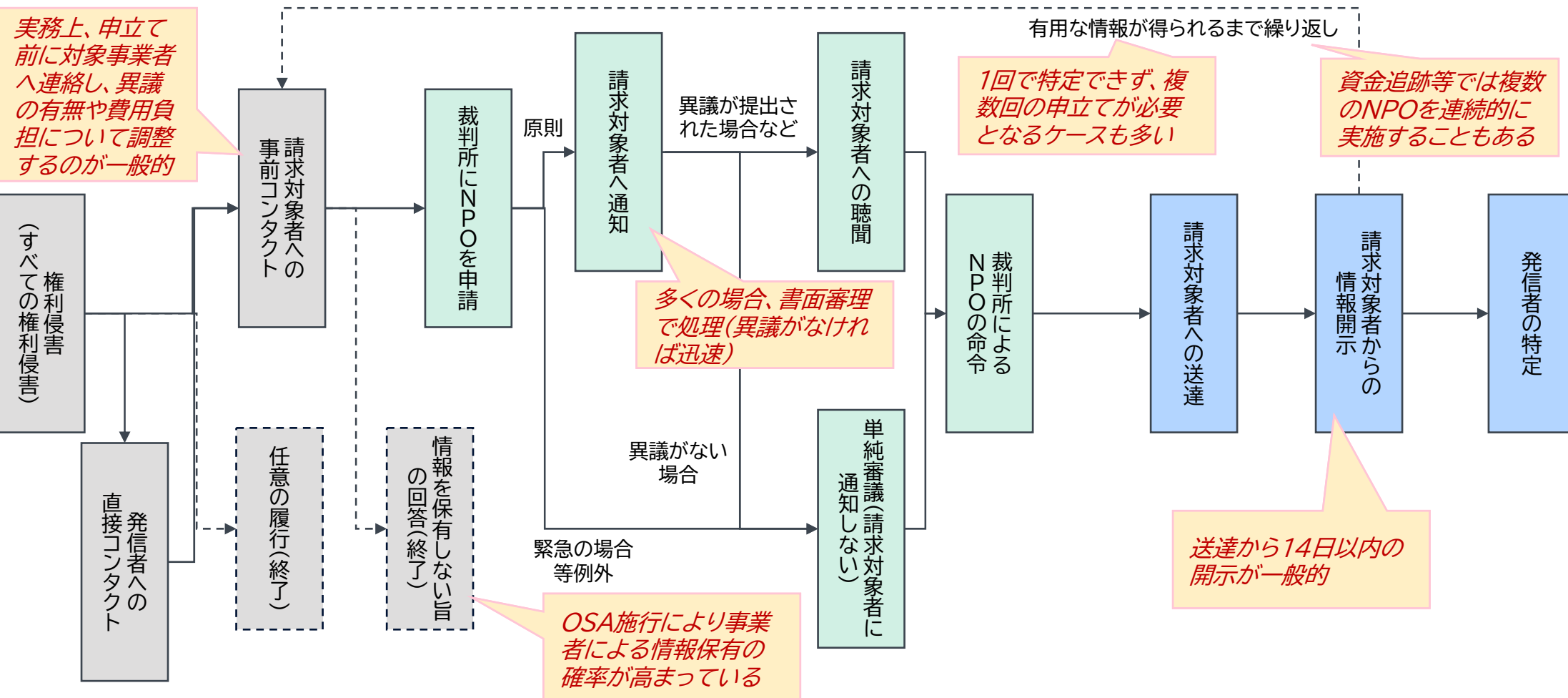
*2 <https://www.brettwilson.co.uk/services/norwich-pharmacal-orders-identifying-the-anonymous/>

2. 英国:実務に関するヒアリング結果(NPO)

項目	ヒアリング結果
1. 申立権者	● 侵害された権利を有する当事者である必要がある。 ● 例えば、俳優やYouTuberの代理人やマネジメント会社といった第三者が本人に代わって申立てを行うことは認められていない。
2. 開示請求の対象となる情報の範囲	● 明確な基準や特定の制限は存在しないが、裁判所の判断においては関連性および比例性が重要な基準とされる。
3. 手続フロー	【NPOの申立て前】 ● NPO申立てを利用する典型的な流れとしては、まずプロバイダ・事業者に自発的(voluntary)開示を求め、拒否された場合、CPR(民事訴訟規則)第31.17条に基づく命令の取得を試みる。そして第31.17条の命令が取得できない場合(例えば求めている情報が文書の中に存在しない場合など)には、NPOを利用することになる。
4. 開示にかかる期間	● 通常は3か月から6か月程度とされる。他方、特に緊急性の高い案件においては、申立てから命令取得・送達までが数日(2～3日程度)で行われる場合もあるという。 【NPO申請から裁判所によるNPOの命令まで】 ● 対象者(NPOの相手方)がどのように対応するかによって時間が異なる。侵害行為の性質によって、迅速な削除が求められる性質の権利侵害であれば2日で処理されることもあるが、名誉毀損など非緊急事件では、約3～4週間かかることもある。 【裁判所によるNPOの命令から情報開示まで】 ● NPO命令が送達されてから14日以内に対象者がこれに従うことになる。
6. 不奏功の類型	● 50%を超える頻度で、発信者を特定できない、又は追加のNPOが必要となることがある。 ● 理由としては、事業者が情報を保有していないことが多い。VPNではそもそもログを保存していない場合もあり、命令が出されても情報を提供することができない。偽名の使用などで正確な情報を保有していないことも問題となっている。
7. その他の課題	● 一般的に、訴訟全般の費用が高いため、消費者や個人にとっては利用しにくい制度である。NPOは申立人が対象者の費用を負担するほか、損害担保を求められる場合もあり、初期費用のハードルが高い。 ● VPN等の匿名化技術により特定が困難となるほか、開示対象の情報や事業者が英国外にある場合は命令の送達・執行が困難となる。実際に、国外事業者が管轄外のNPOに従わない事例も散見されるが、不履行への実効的な制裁を欠くため、執行回避を目的として特定の法域や組織構造を選択する悪質な事業者の存在も懸念される。

2. 英国: 発信者情報開示フローにおける実務(NPO)

- 英国では、発信者情報開示は判例法に基づくNorwich Pharmacal Order(NPO)により行われ、裁判所が第三者(プロバイダ等)に対して情報開示を命じる仕組みが確立している。
- ヒアリングによれば、申立て前に対象事業者との調整を行い、書面審理により比較的迅速に命令が発出されるなど、実務上は効率的に運用されている。一方で、複数回の申立てが必要となる場合や、国外事業者への執行、ログ保存や匿名化技術の影響などにより、事案によっては特定に時間を要することも指摘されている。



3. EU: 制度の概要

- EUでは、プラットフォームの管理責任・対応プロセスが主眼となっており、日本のように発信者情報の特定のみを目的として定型化された統一的な裁判手続は想定されていない。
- 一方で、知的財産権侵害については、知的財産権の執行に関する指令(IPRED)が各国法の基盤となっており、商業的規模の侵害※に関する情報の特定を可能にする法的命令のルートが設けられている。

項目		知的財産権の執行に関する指令(IPエンフォースメント指令(IPRED))(2004/48/EC)
手続の性質		知的財産権侵害に関する訴訟の文脈において行使できる権利(各加盟国法に委任)
請求者		知的財産権の権利者または正当な利用権者
開示を求める相手方		侵害者および商業規模 ^{*1} で侵害品(サービス)を所持、使用、提供していた主体
開示請求の方法		加盟国の手続に組み込まれる形で行使される
開示対象となる情報		侵害の出所・流通ネットワークに関する情報が対象 ※ 氏名・住所は対象となる
開示要件		商業的規模の侵害または明白な侵害の証拠
開示に要する期間(1回あたり)		各加盟国の国内法の手続に準ずる
開示を求める相手方の関与	異議申立の可否	○(各国の裁判手続における抗告等)
	発信者への意見照会	△(事案により異なる)
その他		

*1 「商業的規模の侵害」とは、直接的または間接的な経済的・商業的利益を得る目的で行われる侵害行為を指すとされるが、善意のエンドユーザによる行為は通常これに含まないとされる(IPRED序文(14))。他方で、「商業的規模」の具体的範囲についてはEU法上明確な定義があるわけではなく、加盟国や事案に応じた解釈に委ねられている。<https://www.ip-watch.org/2007/03/05/eu-enforcement-directive-stuck-what-is-commercial-scale-infringement/>

4. フランス: 制度の概要

- フランスにおける発信者情報開示は、民事訴訟法典第145条に基づく訴訟前の証拠保全手続を主軸としている。正当な理由がある場合に、裁判官の裁量によって広範な調査命令を発令することができる。(なお、民事訴訟法上、匿名訴訟や裁判外での任意開示請求は認められていない。)
- また、知的財産権侵害に関しては、知的財産法典に基づき情報提供請求や侵害の差止めが可能となっている。

項目	民事訴訟法典	知的財産法典
手続の性質	<u>権利侵害全般</u> について訴訟前に第三者に対して情報の開示・調査・証拠の保全を行う処分	<u>知的財産権侵害</u> に特化した情報提供命令および証拠収集手続
請求者	権利侵害を受けた者であって、手続を求めることに法的利益がある者	知的財産権(著作権、特許、商標等)の権利者または正当な利用権者
開示を求める相手方	制限なし(関連情報を有すると思われる第三者全般)	制限なし(侵害に関与した被告および関与した第三者全般)
開示請求の方法	裁判官が請求を認め、被害者が起草した案文を承認し、命令として送達し、執行する。	裁判官への申立て
開示対象となる情報	限定なし(<u>発信者</u> の特定に資する情報全般) ※ 氏名・住所、IPアドレス、メールアドレス、電話番号のいずれも対象となる	限定なし(権利侵害の起源・流通網の特定に資する情報全般) ※ 氏名・住所、IPアドレス、メールアドレス、電話番号のいずれも対象となる
開示要件	裁判官の裁量による	知的財産権の侵害が認められる、または侵害の疑いがある正当な理由があること
開示に要する期間(1回あたり)	2～8ヶ月程度	不明
開示を求める相手方の関与	異議申立の可否	○
	発信者への意見照会	×
その他		

5. ドイツ: 制度の概要

- ドイツにおける発信者情報開示制度は、2021年に旧テレメディア法(TMG)の改正により成立した「電気通信・テレメディア・データ保護法(TTDSG)」により手続が改定されている。なお同法は2024年に「電気通信・デジタルサービス・データ保護法(TDDDG)」に改称された。
- 著作権侵害については、著作権法(UrhG)第101条が独立した根拠となっており、裁判所の関与により情報開示が認められる。

項目		電気通信・デジタルサービス・データ保護法(TDDDG)	著作権及び著作隣接権に関する法律(UrhG)
手続の性質		<u>TDDDGの例外規定</u> に基づく開示命令(民事上の請求根拠)	<u>知財保護</u> に特化した独立の開示請求権(<u>実体法上の権利</u>)。民事訴訟としてではなく、裁判所が情報開示の許可命令(仮処分命令)を出す。
請求者		誹謗中傷、侮辱、ヘイトスピーチ等DSAにおける違法コンテンツにより権利を侵害された者	自らの著作権を商業的な規模で侵害された者
開示を求める相手方		デジタルサービスプロバイダ(SNS、掲示板等を想定)* ¹	侵害者、侵害品を所有した者、侵害品の製作、製造又は販売に関与した者
開示請求の方法		裁判所へ開示命令を申し立て、裁判所が要件を認めた場合、プロバイダに対して直接開示を求める決定が下される。	裁判所へ開示許可を申し立て、発出された許可命令(仮処分命令)に基づきプロバイダから情報を取得する。プロバイダが応じない場合は、裁判所に強制執行命令を申し立てる。なお、IPアドレス等以外の情報は開示許可命令を経ずプロバイダに直接請求が可能で、任意開示が認められる。
開示対象となる情報		アカウントに紐づいたデータ(インベントリデータ)に限定 ※ 氏名・住所、IPアドレス、メールアドレス、電話番号のいずれも対象となる(アカウントに登録されている場合)	著作権侵害の出所及び販売経路に関する情報に限定 ※ 氏名・住所、IPアドレス、メールアドレス、電話番号のいずれも対象となる
開示要件		DSAにおける違法コンテンツの被害者であること	自らの著作権を商業的な規模で侵害されたこと
開示に要する期間(1回あたり)		3～6週間程度	3～6週間程度
開示を求める相手方の関与	異議申立の可否	○	○
	発信者への意見照会	×	×
その他		・ 民事上の請求については、2021年の改正(旧電気通信・テレメディア・データ保護法; TTDSG)により手続が簡素化された。具体的には、従前は裁判所から情報開示の許可を得た上でプロバイダに対する開示請求の訴訟提起が必要となっていたが、改正後は、開示の可否とプロバイダへの開示命令を一つの決定で下す仕組みとなった。	

*1 開示を求める相手方にISPも含める、裁判所がプラットフォーム等にIPアドレス等のデータの保存を命じることができる、等の内容を含む法案が検討されている(デジタル暴力対策法案)。

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所